

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第3号

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市民病院事務専決規程（平成20年新潟市民病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「診療部、高度先進医療センター」を「診療部、手術部、高度先進医療センター」に改める。

別表備考2中「救命救急・循環器病・脳卒中センター」の次に「、手術部」を加え、同表備考3中「、手術部」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。